

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

海外旅行保険の各種特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、「海外旅行保険のご案内」に記載の普通保険約款・特約をご参照ください。なお、被保険者またはそのご家族が、既に同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複し、保険料が無駄となることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご案内に沿った内容であることを必ずご確認ください。 ※複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払する場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	被保険者が、海外旅行中のケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 傷害死亡保険金額の全額 </div> <p>※保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いてお支払いします。</p>	次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者の故意または重大な過失 被保険者受取人の故意または重大な過失 戦争その他これらに類似の事変 放射線照射、放射能汚染
傷害後遺障害保険金	被保険者が、海外旅行中のケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 傷害後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (3%～100%) </div> <p>※保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額が限度となります。</p>	次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ●傷害治療費用部分 <ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者の故意または重大な過失 被保険者受取人の故意または重大な過失 戦争その他これらに類似の事変 放射線照射、放射能汚染 ●疾病治療費用部分 <ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者の故意または重大な過失 被保険者受取人の故意または重大な過失 戦争その他これらに類似の事変 放射線照射、放射能汚染 けんかや自殺行為、犯罪行為 など ●救援者費用部分 <ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者の故意または重大な過失 被保険者受取人の故意または重大な過失 戦争その他これらに類似の事変 放射線照射、放射能汚染 けんかや自殺行為、犯罪行為 など
治療・救済費用保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●傷害治療費用部分 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、海外旅行中のケガのため、医師の治療を受けた場合 ●疾病治療費用部分 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、 <ul style="list-style-type: none"> ①海外旅行開始後に発病した病気がもとで、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けた場合(ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限定) ②海外旅行中に感染した特定の感染症(※)がもとで、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けた場合 (※)感染症とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア-コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシノイデス症、テング熱、頸口虫(のどごしら)症、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓急性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、アミメ介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。 ●救援者費用部分 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者が、海外旅行中に <ul style="list-style-type: none"> ①被ったケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または3日以上続けて入院された場合 ②病気がより死亡された場合 ③発病した病気がより、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合または、3日以上続けて入院された場合 ④搭乗・乗船中の航空機、船舶が遭難した場合 ⑤事故により生死が確認できない場合または緊急捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公の機関により確認された場合 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●傷害・疾病治療費用部分 <ul style="list-style-type: none"> 次の費用のうち実際に支払われた金額で社会通念上妥当な金額をお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の発生日、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り、 ①医師、病院に支払った診察・入院関係費用(緊急送診費、医師の指示により静養する場合の宿泊施設の客室料を含みます) ②治療より必要となった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④入院の必要となった、国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費。ただし、1回のケガ、病気がつき20万円(b.は5万円)が限度となります。 ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費。(払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令により公の機関より消毒を命じられた消毒費用 ※カイヤクタテック 鍼灸または灸による治療費用は治療費対象外となります。 ※1回のケガ、病気がつき治療・救済費用保険金額が限度となります。 ●救援者費用部分 <ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者または被保険者の親族の方が実際に支払われた費用で社会通念上妥当な金額をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者3名分まで) ③救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ14日分まで) ④救援者の送迎手続費ならびに救援者または被保険者が現地へ支払われた交通費、身の回り品購入費、国際電話料等通信費。ただし、合計で20万円が限度となります。 ⑤現地からの移送費用(払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分でお支払いする金額は差し引きます) ⑥遺体処理費用(100万円限度) ※1回のケガ、病気、事故につき治療・救済費用保険金額が限度となります。 (注)他の保険契約等との関係でお支払いする保険金の額が制限されることがあります。 	次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ●傷害治療費用部分 <ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者の故意または重大な過失 被保険者受取人の故意または重大な過失 戦争その他これらに類似の事変 放射線照射、放射能汚染 ●疾病治療費用部分 <ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者の故意または重大な過失 被保険者受取人の故意または重大な過失 戦争その他これらに類似の事変 放射線照射、放射能汚染 けんかや自殺行為、犯罪行為 など ●救援者費用部分 <ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者の故意または重大な過失 被保険者受取人の故意または重大な過失 戦争その他これらに類似の事変 放射線照射、放射能汚染 けんかや自殺行為、犯罪行為 など
疾病死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ①海外旅行中に病気がより死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気がもとで旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り) ③海外旅行中に感染した特定の感染症(治療・救済費用補償特約の場合と同じ)によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 疾病死亡保険金額の全額 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 戦争その他これらに類似の事変 放射線照射、放射能汚染 けんかや自殺行為、犯罪行為 妊娠、出産、流産、これらが原因の病気 歯科疾病 など
個人賠償責任保険金	被保険者が海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人のもの(※)を壊したり、紛失したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合(※)以下のものを含みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・レンタル業者よりご契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品 ・宿泊施設の客室および各室内の動産(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます) ・住居等居住施設内の部屋および部屋内の動産(ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を含みません) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 損害賠償金の額 - 自己負担額(0円) </div> <p>※1 1回の事故につき個人賠償責任保険金額を限度とし、別枠で損害防止・軽減費用等をお支払いします。</p> <p>※2 賠償額の決定については、事前に弊社の承認が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任 ●受託物に関する賠償責任 ●親族に対する賠償責任 ●航空機、銃器、船舶、車両(ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルを含みません)の所有・使用・管理に起因する賠償責任 など
携行品損害保険金	海外旅行中に携行品(被保険者が所有または海外旅行開始前に他人から無償で借り、かつ、携行するカメラ、バック、衣類など)が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合 <p><補償対象外となる携行品></p> <ul style="list-style-type: none"> ①通貨、小切手、株券、手形、定期券、印紙、切手、その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等については補償対象となります。 ②預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、運転免許証、その他これらに類する物。ただし、自動車または原動機付自転車の免許証やパスポートについては補償対象となります。 ③稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳簿、その他これらに類する物 ④船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品 ⑤被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等を含みます)などの危険な運動を行っている間のそのための用具やサーフィンを等を行うための用具 ⑥義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物 ⑦動物および植物 ⑧商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは仕器等 <p>など</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 損害の額 - 自己負担額(0円) </div> <p>※1 保険期間を通じ携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難・強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。</p> <p>※2 携行品1つ(1点、1対)あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度とします。</p> <p>※3 損害の額は修理費、または再調達価額(同等のものを再度新品で購入するために要する費用を含みます)から減価償却した時価額のうちいずれか低い方をいいます。減価償却については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に再取得費用(現地に負担した場合)に限り、交通費、宿泊費を含みます。をいいます。</p>	携行品の欠陥または自然の消耗、さび、変色、虫食い <ul style="list-style-type: none"> 携行品の置き忘れまたは紛失 車なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 差押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を含みません)
旅行事故緊急費用保険金	海外旅行中に発生した予期せぬ偶然な事故(※)がもとで、被保険者が費用の負担を余儀なされた場合(※)公の機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社(ツアーオペレーターを含みます)により、その発生が証明されるものに限り。	被保険者が負担を余儀なされた以下の費用をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ①交通費、②宿泊施設の客室料、③食代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥旅行サービス取消料、⑦身の回り品購入費をい、通常負担することが妥当な金額とします。ただし、③食代については次のa.またはb.のいずれか低い方をい、⑦身の回り品購入費については次のc.に該当した場合に限り。 <ul style="list-style-type: none"> a. 搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に航空機を利用できないとき b. 搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき c. 被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に連絡を寄託した手荷物(※)が、目的地に運搬されなかった場合で、航空機がその目的地に到着してから96時間以内に費用を負担したとき ■上記の①～⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が限度となります(ただし、③食代については旅行事故緊急費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります)。また、⑦身の回り品購入費については①～⑥とは別に、旅行事故緊急費用保険金額の2倍の額が保険期間中の限度となります。この費用を補償する保険契約を複数ご契約されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。 	<ul style="list-style-type: none"> 旅行開始前、終了後に発生したケガ 妊娠、出産、流産、これらが原因の病気 ●ご契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反 ●被保険者受取人の故意、重大な過失または法令違反 ●戦争その他これらに類似の事変 ●放射線照射、放射能汚染 ●無免許・酒酔い・麻薬等使用中の運転 ●地震、噴火またはこれらによる津波 ●けんかや自殺行為、犯罪行為 ●むちうち症または腰痛で医学的他見所のないもの(※)

(※)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を証明することができないものを含みます。(注)戦争等の事変による損害のうち、テロ行為によって被った身体障害または損害に関しては、「テロ行為補償特約」により保険金のお支払いの対象となります。

●このご契約は「テロ行為補償特約」「一時帰国中補償特約」が自動セットされています。

契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認ください事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は「海外旅行保険のご案内」をご覧ください。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み
 ■海外旅行保険は、ご旅行中に被保険者(補償の対象となる方)がさまざまな急かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合、発病した場合またはその他費用を負担することによって損害を被った場合などに保険金をお支払いする保険です。
 ■被保険者は、お申込時点で日本国内に居住している個人旅行者1名とさせていただきます。
 ■この保険は、海外旅行中のケガなどを補償します。従って、海外に永住される方や帰国予定のない方の「日常生活」中のケガなどを補償する保険契約としては、ご契約いただけません。

(2)補償内容

①保険金をお支払いする場合:本リーフレット中面および「海外旅行保険のご案内」をご覧ください。なお、死亡保険金受取人はお申込人ご本人さまの法定相続人とさせていただきます。
 ②この保険は、海外旅行中のケガなどを補償します。従って、海外に永住される方や帰国予定のない方の「日常生活」中のケガなどを補償する保険契約としては、ご契約いただけません。
 ・契約成立前に発生した事故については保険金のお支払いはできません。また、旅行出発前の既往症または持病による治療費用のお支払いはできません。

(3)セットできる主な特約とその概要

■「海外旅行保険のご案内」をご覧ください。
 (4)保険期間(ご契約期間)
 ■保険期間はご旅行期間にあわせて31日以内でご設定ください。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合わせください。また、お客さまの保険契約の保険期間につきましては、契約証券領収証にてご確認ください。

(5)引受条件(保険金額等)

■保険金額(ご契約金額)の設定につきましては、以下の点にご注意ください。お客さまの保険契約の保険金額およびご不明な点につきましては、契約証券領収証にてご確認ください。代理店・扱者または弊社までお問合わせください。
 ■保険金額は、被保険者の方の年齢・年収などに照らして適切な金額となるようご設定ください。なお、保険金額を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
 ・死亡に関する保険金額は満15歳未満の方を被保険者とする場合、被保険者ごとに他の保険契約等と合算して1,000万円が限度となります。

2 保険料

■保険料は保険金額・保険期間等により決まります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合わせください。お客さまの保険契約の保険料につきましては、契約証券領収証にてご確認ください。

3 保険料の払込方法

■保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払となります。

4 満期返れい金・契約者配当金

■この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

■ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合わせください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口

■あいおいニッセイ同和損保へのお問合わせ・ご相談・苦情がある場合は下記にご連絡ください。
 0120-721101(携帯電話・PHSからもご利用いただけます)
 ※おかけ間違いにご注意ください。受付時間:平日AM9:00～PM5:00(土日祝日および年末年始を除きます)
 ■保険会社との間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会の「そんがいはげん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。(受付時間:平日AM9:00～PM6:00)0120-107808(フリーダイヤル)
 ※おかけ間違いにご注意ください。
 ※携帯電話・PHSからは03-3255-1306をご利用ください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 TEL:03-5424-0101(大代表)
 ホームページアドレス <http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

●このリーフレットは「海外旅行保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「海外旅行保険のご案内」に記載の「重要事項説明書 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」または「普通保険約款・特約」をご覧ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または弊社にお問合わせください。
 ■契約取扱者が弊社代理店または社員の場合は、弊社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っております。したがって、弊社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約いただいたものとなります。
 ●ご相談・お申込先

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

海外旅行中のケガや病気などに備えたい方に。

海外旅行保険(自販機用)
 成田国際空港・関西国際空港・福岡空港用

平成22年10月以降保険始期用

海外旅行保険

成田国際空港・
 関西国際空港・
 福岡空港 用



「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」は、あいおい損害保険株式会社とニッセイ同和損害保険株式会社が平成22年10月1日に合併し、誕生した会社です。

